

蒙古襲来と鎌倉幕府

——対応策の性格をめぐって——

南 基 鶴

【要約】 本稿は、幕府の対蒙古政策の歴史的性格を究明する試みで、その政治的・社会的背景に考察をしばつた。まず、蒙古国書に対する朝幕の対応の違いを比較し、幕府の「牒状無礼」―「返牒無用」の名分論的強硬策が朝廷の「返牒」を抑制、外交上の主導権を確保する政策であったと解した。つぎに、蒙古襲来前夜における幕府内の矛盾の爆発―「二月騒動」を分析し、この事件を経て得宗権力の政策主導権が確立されたが、得宗の政治的不安感は解消されなかつたと見た。さらに、「異国征伐」計画は、御家人の動向による防禦体制の動揺を背景としており、単に外敵への攻撃に止まらず、防禦体制の強化・再編と得宗の権力基盤の拡大を図つたものと捉えた。最後に、幕府の諸国寺社への異国降伏祈禱令と諸国一宮・国分寺の興行には、国家的危機を顧みない武士―在地領主の意識と行為を規制し、幕府の將軍の権威下に彼らを結集・支配しようとする意図がこめられていたと理解した。

史林 七三巻五号 一九九〇年九月

はじめに

本稿は、蒙古襲来という未曾有の国家的存亡の危機のさなかに、鎌倉幕府がとつた諸政策の歴史的性格を考察しようとするものである。従来、幕府の対蒙古政策は、主として外敵に対する軍事的対応の側面^①、あるいは国際意識・宗教觀念などによる思想的対応の側面^②から捉えられてきた。また、そうした対応策が国内の政治・社会に及ぼした影響に關心が集中された傾向がある^③。だが、このような研究視角と關心のかたよりのためか、幕府の対応策そのものの性格は明らかにされ

ていないように思われる。

本稿は、対応策の政治的・社会的背景の検討を通じて、その性格を究明する試みである。蒙古襲来の危機下において、幕府はどのような政治・社会問題を抱え、そのため、どのような対蒙古政策をとったのであろうか。この観点から対応策を考察することで、そこに示されている幕府の性格を把握することができよう。さらに、それによって、鎌倉幕府の滅亡に至る蒙古襲来以降の政治史を展望する手掛かりが得られると思う。以下ではまず、具体的な考察の前提として、蒙古襲来以前の幕府の基本的性格をふまえておこう。

第一に、鎌倉幕府は中世国家の軍事・警察部門を担当する軍事権門の性格をもつ。^④幕府の権力が公権力である所以は、武力をもって諸国||日本国を守護する国家的機能を有する点にあった。^⑤ただ、幕府は、全武士階級を武力基盤としたのではなく、その首長||將軍の下に家人||御家人のみを統率・支配していた。御家人||在地領主に対する公権力としての幕府の支配の権威は、歴代の將軍が貴種たる源氏・摂関家・皇族であった事実が示すように、その源泉が朝廷側にあった。

第二は、襲来前夜における幕府権力自体の性格である。すでに時宗の父北条時頼の時代から、幕府の実質的最高権力は、執権という公職にあるのではなく、北条氏嫡家の長としての得宗に移りつつあった。^⑥だが、得宗が將軍となって御家人支配の正統性を獲得することは不可能であった。幕府主従制の頂点に位置する將軍となるためには、身分的尊貴性を備えていなければならなかった上に、北条氏は小国伊豆の在庁という卑しい出自しか持たなかったからである。^⑦こうした得宗の専制権力にとって、將軍の「代官」^⑧たる執権職は、自身の権力を幕府内に正当に位置づける上で欠かせない制度的拠点の意義をもちつづけた。^⑨

以上のような幕府の性格を考慮すれば、国家的次元の対応を要する蒙古襲来の危機下において、幕府（得宗権力）は、どのような政治・社会問題への対応を余儀なくされたのであろうか。蒙古の脅威に対する幕府の対策は、それによってどのように規定されたものであったか。次の四点について検討することにする。

第一に、蒙古国書の処理をめぐる外交上の対策である。ここでは、蒙古国書に対する朝廷と幕府の対応の違いを比較する。特に、朝廷の「返牒」方針の意味、そして幕府がそれを抑えた理由の解明に重点をおく。

第二に、対外危機が一層高まっていく文永九年（一二七二）、幕府内では「二月騒動」という政変が発生しているが、この事件の性格、及び対蒙古政策の展開における意義を明らかにする。

第三に、主として軍事戦略的次元で理解されがちである「異国征伐」計画の国内背景を探り、それと同時に現われた守護交替の意味を考へる。

第四に、幕府の信仰・思想のあらわれとみなされる、諸国寺社への異国降伏祈禱命令と諸国一宮・国分寺等の興行―修理造営が、蒙古防禦体制上にもつ現実的・政策的意味を追求する。

最後に、各々の問題に示されている幕府の性格をとらえ、それを手掛かりとして幕府滅亡に至る政治過程を展望してみたい。

- ① その代表的な研究は、相田二郎『蒙古襲来の研究』（吉川弘文館、一九五八）第四章・第五章。
- ② 田中健夫「東アジア通交関係の形成」(岩波講座『世界歴史』9、一九七〇)。川添昭二「蒙古襲来と中世文学」(『日本歴史』三〇二、一九七三)。村井章介「高麗・三別抄の叛乱と蒙古襲来前夜の日本」(下) (『歴史評論』三八四、一九八二)。
- ③ 相田、前掲書、第五章・第九章。佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』(吉川弘文館、一九五五))。石井進『日本中世國家史の研究』(岩波書店、一九七〇) I—第三章。瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』(吉川弘文館、一九七五) 第二章・第四章。村井章介『蒙古襲来と鎮西探題の成立』(『史学雑誌』八七—四、一九七八)。
- ④ 黒田俊雄『日本中世の國家と宗教』(岩波書店、一九七五) 第一「中世の國家と天皇」。
- ⑤ 上横手雅敏「鎌倉幕府と公家政権」(岩波講座『日本歴史』中世1、一九七五) 三七頁。
- ⑥ 佐藤、前掲論文、一〇三頁。村井章介「執権政治の変質」(『日本史研究』二六一、一九八四) 一七頁。
- ⑦ 村井「執権政治の変質」二七—二八頁参照。
- ⑧ 『沙汰末練書』。
- ⑨ 北条時頼が北条長時に執権職を譲った際に、長時が「^(時宗)家督幼稚之程限代」(『吾妻鏡』康元元年(一二五六)十一月二十二日条)であることを明示したのは、執権職が得宗の就くべき公的地位であるという原則が変わっていないことを物語っている。

I 蒙古国書に対する朝廷・幕府の対応

蒙古国書が最初に日本に到来したのは、文永五年（一二六八）正月一日のことであった。蒙古の国書は、高麗の服属事情を伝えながら日本の朝貢を要求し、応じなければ武力を使用すると脅迫を加えていた^①。高麗使潘阜らは「其皇帝国書之意、与_三貴国_二通好外、更無_三別語」と、蒙古・高麗国王書を直接日本国王に伝えたいと希望した。これに対し、大宰少貳武藤資能は牒使を大宰府にとどめたまま、两国牒状を鎌倉に送付した。幕府は六波羅に使者二人を特派し、六波羅は関東申次西園寺実氏と連絡をとり、同年二月、牒状は実氏の手を経て後嵯峨上皇に奏達された^②。

この大宰府から幕府をへて朝廷に至る外交文書の伝達手続は、かつて安貞元年（一二二七）の高麗牒状（日本人の侵奪に対する抗議）に対する大宰府の独断的処置（悪徒の斬首と返牒^④）、及びそれを黙認または承認したとみられる幕府の方針と顕著な差を表わしている。この時、朝廷側はいわば「無礼」な牒状に対する外交的対応の機会さえも与えられなかった^⑤。だが今回の蒙古国書は、外交的屈服（朝貢）か侵略の甘受かという二者択一を強要している。このような国家全体の対応を要するあらたな状況の到来は、武家の単独の対応を許さなかったのであろう。

蒙古国書に接した京都公家側は「此事国家珍事大事也、万人驚歎之外無_レ他」という衝撃を受け、院評定では「返牒有_レ無_レ」をめぐる論議が続くが、結論は「其書以_レ失_レ礼、不_レ及_三返翰_二」ということになった^⑥。幕府は二人の使者を院評定に参席させていたが、この段階における幕府の方針は確認できない。

最初の牒状に対して返牒を送らなかつた朝廷の方針は、翌年（一二六九）九月第三回牒使金有成らが蒙古の中書省と高麗からの牒状を伝えたことを契機に変更される。『師守記』によれば、朝廷は返牒を作成して幕府に下したが、幕府はこれを抑留した^⑦。この時の朝廷の「返牒」方針は、「通好之義、准_三唐漢之例、不_レ可_レ及_三子細、但彼国与_レ我国、自_レ昔無_三宿意、用_レ兵之条、甚以不義之旨、可_レ被_レ遣_三返牒_二也^⑧」との院宣によるものであった。つまり、朝貢要求については問題とする

に値しないが、武力の使用についてはその不義を訴えるという内容である。菅原長成の起草した文永七年（一二七〇）正月日付日本国太政官よりの「贈蒙古国中書省牒」が、「抑貴国曾無人物之通、本朝何有_三好惡之便、不_レ願_三由緒、欲_レ用_三凶器、和風再報、疑氷猶厚（中略）、何称_三帝德仁義之境、還開_三民庶殺傷之源乎」という、平和的立場に立つ道義的批判の色彩を帯びた内容となったのもそのためであった。

しかし、このような公式的・表面的な理由だけでは、朝廷の「返牒」の意味を十分把握できない。牒状の「失礼」を問題にして返牒を送らなかった方針が変更されるには、何らかの現実的背景があったとみななければならない。この点、文永八年（一二七二）九月十九日第四回牒使趙良弼が到着して、「度々雖_有牒状、無_レ返牒、此上_以来十一月_可為_レ期、猶為_三無音_二者、可_レ臆_三兵船、可_レ有_三返牒」と一種の最後通牒を発したのに対し、公家側が「先度長成卿草少々引直可_レ被_レ遣云々、（中略）、事之次第、已_以大念_{（急カ）}及_レ獲麟_二歟、可_レ歎_可レ歎」という反応を示したことに端的に現われている。幕府が抑留した返牒の草案を少々修正して交付をいそごうとする公家の態度は、「返牒」を通じて危機を免れようとする朝廷の立場を物語るものにはほかならない。文永六年末に朝廷が「返牒」に方針を変えたのも、同年二月に対馬に到着した第二回牒使黒的らと島民との衝突や、その際に捕えた島民二人の送還と同時に回答を要求する第三回牒使の到来など、蒙古の度重なる「尋聞^⑤」につれて対外的危機意識が高まったことによるものであろう。

返牒文の末尾に「皇土永号_三神国、非_レ可_レ以_レ智競、非_レ可_レ以_レ力争_二」とあるのは、朝廷の基本的な対外的立場の表明であって、蒙古に対する敵対を表わすものではない。朝廷が敢て「返牒」を選んだのは、その対外的立場を堅持しながらも、戦争という事態を事前に予防する外交方策をとったことを意味する。「返牒」は平和的・外交的次元での問題解決を指向するもので、それに対する蒙古側の反応を探ろうとする意図が含まれていたと思われる。朝廷の外交的無知・無見識・無能力を強調する石母田正・村井章介等の見解^⑥に対して、朝廷の現実的対応の姿勢を主張しておきたい。

一方、幕府がこのような朝廷の「返牒」を抑えていた理由は何か。朝廷の最初の返牒方針に対する幕府の措置について

は、『五代帝王物語』に「武家子細を申て遣はさず、所詮牒状の体無礼なるによりて、返牒に及ばぬよし、牒使に仰舎て返却せらる」とある。つまり、「子細」を伝えようとする朝廷とは違って、「牒状の体無礼」を理由として「返牒無用」の措置をとったのである。前述の趙良弼の最後通牒に対して、結局朝廷の返牒が実現されなかったのも、幕府のこの方針から説明できよう。

ここで注目すべきは、幕府が「牒状の無礼」を問題にしている点である。これを伝統的な国際意識や慣習に規定された態度とみなすのは妥当ではない。「返牒」はそうした意識・慣習の持主というべき朝廷によって取られたからである。また、軍事・警察担当者としての「武断的・画一的」態度をそこに見出す見解は、幕府の状況認識を度外視する武人体質論の評価に近い。その他、南宋側からの情報や民族主義的な宗教思想の影響を指摘する見解があるが、朝廷側がそのような性格の情報・思想から離れていたとは断定できない。しかも、思想や情報の面を強調しすぎると、それを取り入れる政治権力の主体的立場、及びその権力を規制する政治体制の特性を見落す結果を導きやすい。この意味で、「返牒」をめぐる朝幕の対応の違いを朝幕関係の在り方を通じて検討する必要がある。

蒙古国書はあくまで「日本国王」たる天皇に送られたものであり、すでに外交権の実質を掌握していた幕府が、重大な国際事件への対応の決定を（たとえ形式的にせよ）朝廷に奏上したことは、国家の統治権者としての朝廷（天皇）の存在意義が対外的危機のさなかに明白に確認されたことを意味する。朝廷の「返牒」は国家の統治権者としての当然な権限の発動であり、国家の重大事をみずから担当しようとする意識の反映である。このような朝廷側の動きは、その方針がどうであろうとも、外交面での幕府の主導権を制約せずにはいられない。さらに、もし返牒を契機にして蒙古の牒使・牒状が数度にわたって到来し、朝廷と蒙古との接触が活発になるとすれば、幕府が孤立化するおそれもある。そのために、幕府は朝廷の外交権発動を抑止し、「牒状無礼」「返牒無用」の大義名分に基づく強硬な態度をとったのではなからうか。この名分論的強硬策は、朝廷の「返牒」を抑留するのに正当性を提供しえたであろう。またそれは、軍事権門である幕府が、

武力による諸国守護権の独自性を顕揚して、国家外交の主導権を確保するための有効な方策であったと考えられる。蒙古への武力的対応を求める立場の論理的帰結が、「我国大小巨細事、偏諛武家、武家者朝家第一重宝」といった、武家による国政の主導という事実であったのが注目される。

しかし、幕府の「返牒無用」方針は、蒙古への無策を意味したであろうか。そこに示されている強硬な態度は、蒙古との戦争をも辞さぬという強い意志の表現には違いない。当初幕府が、蒙古の来牒を「伏従」を強要する武力的脅迫と受けとって、文永五年二月、西国御家人らに蒙古への警戒令を発したこともその意志のあらわれといえよう。だが、それは最初から蒙古と対決しようとする無計画そのものを意味するものではない。軍事的判断に立つと、返牒がないからといって蒙古が直ちに襲来するとは限らない。むしろ正式の回答を伝えることで、相手国の情報収集や防禦準備の時間をかせぐという計算があったかも知れない。事実、幕府が本格的な防禦態勢に突入するのは、朝廷の「返牒」が現われる文永六年末ではなく、文永八年末から同九年初に至る時期である。幕府は高麗の三別抄からの牒状を通じて「蒙古兵可来責日本」という情報を得ていたが、第四回牒使趙良弼の到着直前の文永八年九月十三日、「蒙古人可襲来之由、有其聞」ため、鎮西に所領をもつ東国御家人の現地下向を命じ、ひきつづき翌年二月一日には、豊後国守護大友頼泰が幕府の指令に従って管轄国御家人に筑前・肥前兩國の要害警固を命じている。この時期、趙良弼は国書を直接帝都の国王に伝えることを頑強に要求したが、大宰府側は「我国自大宰府以東、上古使臣、未有三至者」として牒使の上京を抑制していた。そして、詳しい事情は分らないが、趙良弼と大宰府側との同意の下で日本人「使介」十二人の蒙古派遣が行われていた。これを良弼の最後通牒に対する大宰府側の対応の一端として見ることもできよう。とすれば、この事例は、大宰府ないし幕府の対蒙古政策がそれなりの現実情勢の分析の上に立っていたことを窺わせるものではなからうか。

文永九年（一二七二）五月、趙良弼が蒙古襲来前夜の最後使者として再び大宰府に到着した時、それに対する朝幕の対応を示す記録は管見に入らない。良弼は長期間の滞留にもかかわらず、京都に入ることができず、翌年三月頃に日本を去っ

た。本国に帰還した良弼は日本征討の中止を訴えたが、もはや元世祖の日本侵略は必至であった。^⑮

- ① 至元三年(一二六六)八月日蒙古国牒状案(『伏敵編』卷一、一五六頁)。(至元五年、文永五年)
- ② 正月日高麗国牒状案(『鎌倉遺文』第十三卷九八四五号)。
- ③ 以上の経過については、龍朔『蒙古襲来』(至文堂、一九五九)二七〇三頁参照。
- ④ 『番要鏡』安貞元年五月十四日条、『民権記』安貞元年五月十五日条、『百鍊抄』安貞元年七月二十一日条。
- ⑤ 龍朔『蒙古襲来』一九頁。田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五)三九〇四頁。
- ⑥ 『百鍊抄』安貞元年七月二十一日条:「我朝之耻也、牒状無礼云々」。
- ⑦ 『深心院関白記』文永五年二月条(『伏敵編』卷一、一四頁)。
- ⑧ 『大和尊勝院文書』高麗国牒状案奥書(同註②)、『歴代鎮西志』八、文永五年戊辰。『師守記』貞治六年(一二六七)五月九日条の異国牒状の勘例のうちには(『文永五年』二月)「今日有評定、可し有返牒否事也。不二、撰、云々」とあり、同年三月二十七日には「被、行、伏敵、是蒙古・高麗等国書啓、何様可し被、行、哉事也」とある。「返牒有無」についての論議は、院・宮中で意見の不一致が多く、朝廷は三月二十七日までにも方針を決定することができなかった。これを見れば、「返牒」を主張する人物も少なくなかったことが窺える。
- ⑨ 『帝王編年記』卷二六、文永五年二月十五日条。
- ⑩ 『師守記』貞治六年五月九日条。
- ⑪ 蒙古来使記録(『鎌倉遺文』第十四卷一〇三三〇号)。
- ⑫ 贈蒙古国中書省牒(『本朝文集』六七)。
- ⑬ 『吉統記』文永八年十月二十四日条。
- ⑭ 『五代帝王物語』亀山。同註⑩。
- ⑮ 同註⑩。
- ⑯ 同註⑩。
- ⑰ 蒙古への返牒とともに菅原長成が起草した、文永七年(一二七〇)二月日付高麗国宛の大宰府守護所牒は、第二回牒使と対馬島民との衝突について謝り、「殊終行幸淹留之艱難、聊致旅糧些少之資裝」とある(贈高麗国牒『本朝文集』六七)。また、朝廷の「返牒」について「今度有返牒、剩必及和親、云々」(東嶽慈安敬白文『鎌倉遺文』第十四卷一〇六三〇号)という巷説がひろまったのも、たとえ誤伝であったにせよ、「返牒」が外交的・平和的指向性をもっていたことに一因があっただろう。
- ⑱ 石母田正『日本古代における国際意識について』(『日本古代国家論』第一部〈岩波書店、一九七三〉)三三三頁。村井章介『高麗・三別抄の叛乱と蒙古襲来前夜の日本』(『下』)八一〜八二頁。
- ⑲ 『五代帝王物語』亀山。
- ⑳ 『吉統記』文永八年十一月二十二日条「参院、異国事有評定」、同年十二月十一日条「公卿勅使日時定事」、同年十二月十六日条「公卿勅使發遣事依真」。趙良弼が通告した返牒の時限が十一月までで、対外的緊張の高まった状況において、院評定と公卿勅使の發遣が行われている。その後、「返牒」の論議は見えていない。朝廷が返牒の交付をいそぐとしたことを合わせ考えれば、この頃、「返牒」方針が幕府によって抑制された可能性が高い。
- ㉑ 田中健夫『東アジア通交関係の形成』五四三頁。村井、前掲論文、八二頁。
- ㉒ 村井、前掲論文、八二〜八三頁。
- ㉓ 川添昭二『中世九州の政治と文化』(文献出版、一九八二)一一〇〜

一一一頁。

② 京都の正伝寺住持東嚴慈安は、「蒙古國者、情性驕慢（中略）竊尋敵國之元寇者、既日本軍兵、欲令調諸方國土」との意見状を朝廷側関係者と見られる人物に出している（東嚴慈安意見状『鎌倉遺文』第十四卷一〇五五九号）。

② 同右。

② 『関東評定伝』文永五年条。佐藤進一・池内義賢編『中世法制史料集』第一卷（岩波書店、一九五五）第二部「追加法」四三六。

② 『吉統記』文永八年九月四日条。石井正敏「文永八年来日の高麗使について——三別抄の日本通交史料の紹介——」（『東京大学史料編纂

所報』一二、一九七八）参照。

② 文永八年九月十三日関東御教書（『鎌倉遺文』第十四卷一〇八七三号）。

② 文永九年二月一日豊後守護廻文（『鎌倉遺文』第十四卷一〇九六四号）。

② 『元史』卷一五九 趙良弼伝。

② 池内宏『元寇の新研究』（東洋文庫、一九三二）一〇四～一〇六頁。

② この時の遣使に対して、元の政府当局では「彼懼我加兵、故発此輩、伺吾強弱耳」と判断している（『元史』卷九五 日本伝）。

② 池内、前掲書、一〇七～一〇九頁。

Ⅱ 対外的危機の高まりと「二月騒動」

蒙古国書到来後、朝廷が返牒問題で腐心している間、文永五年三月五日、幕府は成人に達した北条時宗を執権として表面に立て、一応指導部を整備した。そして幕府は、得宗時宗の指導下で国内の団結と統制を図っていった。文永六年四月、幕府は三年ぶりに引付制を復活して、北条一門の協力を要請し、それによって政治を強力に推進する道をとった。さらに、文永七年八月、本所一円地でおこった争乱について、本所への通告による制庄を六波羅に命じているが、これは、幕府が従来の支配圏を本所一円地にまで拡大して国内統制を強化しようと試みている点で注目すべき措置である。

ところで、文永八年（二七二）九月以降、対外的危機が一層高まって本格的な防禦態勢が整えられていく。翌文永九年（二七三）二月、幕府内ではいわゆる「二月騒動」が勃発するが、これに関して『保曆間記』は次のように記している。

（文永）

同九年二月六波羅ノ代官ハ時宗ガ兄也。式部丞時輔ト申。舎弟ニ越ラレテ。年来謀反ノ志有ケルガ此事頭テ。関東ニモ。同十一月尾張入道見西時章。遠江守教時誅セラレ畢。見西ハ無罪ノ間。討手大藏次郎左衛門尉。渋谷新左衛門尉。四方田滝口左衛門尉。石河神

次左衛門尉。薩摩左衛門三郎等首ヲハネラレ畢。教時ガ討手ハ賞罰モナカリケリ。中御門中将実隆召籠レヌ。其外人太多損ジタリ。同十五日式部丞時輔モ六波羅ニテ誅セラル。時輔（ハヤシ）通テ吉野ノ奥ヘ立入テ行方不知。是ヲ二月騒動ト申ケリ。^⑤

右の記述は、執権北条時宗と六波羅探題南方であった庶兄時輔との権力争いという観点から事件の経過を説明している。しかし、事件の主謀者とされている時輔より前に、北条（名越）時章・教時が鎌倉で殺され、時章の討伐者大藏次郎以下五人が斬首されている点、中御門中将実隆という公家側人物が連座しているだけでなく、その他にも多数が殺されている点から、二月騒動を単に家督時宗と庶兄時輔の権力闘争とみるには疑問がのこる。真相の不明なこの事件の背景を理解するために、文永元年（一二六四）頃まで溯って考察する必要がある。

文永元年八月、北条時頼の嫡子であった十五歳の時宗が連署に就任する。^⑥ また、執権北条長時死去のあと、北条一門の長老で、当時連署であった政村が執権に就任し、^⑦ 時宗の成長を待つという暫定措置が講じられた。文永五年、時宗が執権に就任するまでの時期は、執権時宗体制実現へ向けての過渡期であったとみられている。^⑧ 政村・時宗らの幕府首脳部は、得宗の地位確立のための方策として、文永元年十一月、時宗の庶兄時輔を六波羅南方に任じて上洛させ、^⑨ 鎌倉から遠ざける一方、文永三年（一二六六）三月、幕政に大きな発言権をもつ名越氏の抑止のため、^⑩ 名越時章を筆頭とする三方引付を止め、^⑪ 重事は執権・連署が直接聴断することに改めた。^⑫ 時宗連署時代の最も大きな政治的事件は、なんといっても、皇族將軍宗尊の將軍職停廃―京都への追放である。文永三年六月、時宗の私邸に時宗・政村・実時・安達泰盛が参会し、「深秘御沙汰」が行われ宗尊の將軍解任が決定された。^⑬ 二十四歳の宗尊を追放した後、その子三歳の惟康を新將軍にすえた幕府首脳部は、政治上・血縁・姻戚の面から得宗時宗を中心に強く結合していた。^⑭

以上のように、幕府を主導する執権・得宗側は、得宗時宗を脅やかすものとして、庶兄時輔・名越氏・將軍宗尊の三者を抑圧・排除してきたのであって、それに対する対抗勢力の不満が潜在していたのである。そこで二月騒動は、「時宗を

中心とする中枢部が、名越氏を中心とした反対派の陰謀を想定し、先制攻撃をかけたもの」と、包括的に評価されている。しかし、この反対派の性格規定は明らかにされないまま、従来の研究は二月騒動を、得宗専制化において北条一門内の矛盾を解消した事件として位置づけている。⑩が、それに従うならば、次の疑問が生じる。即ち、文永六年当時にその協力を期待した名越氏を、なぜ防禦体制樹立がいそがれていた文永九年初に至って肅清しなければならなかったのか、また、得宗側が名越氏らの反対派の陰謀を想定したとすれば、その理由は何であったのか、という疑問である。二月騒動を見直してその性格を明確にする必要がある。⑪

そのための基礎的な作業は、事件連累者を結びつける媒介的存在を確認することである。「保曆問記」にみえる中御門実隆は、かつて宗尊將軍に近侍していた京下りの貴族である。⑫將軍の側近公家として將軍追放に不満を抱いていたゆえに、事件に連座して召し禁じられたとみて無理はないだろう。

また、名越教時は宗尊追放の時、軍兵數十騎を率いてあらわれ、時宗の制止にも陳謝しなかった人物である。⑬教時・時章の兄光時は、かつての將軍頼経の近臣である將軍派の有力者で、寛元四年（一二四六）五月、執権時頼によって伊豆に逐われ、その弟時幸は自殺させられている。⑭このように、名越氏と「將軍」との親密な関係が認められよう。

その他、「保曆問記」にはみえないが、六波羅探題評定衆として在京中の安達頼景が、事件に連座して所領を没収されている。⑮頼景は安達泰盛の庶兄であり、弘長三年（一二六三）六月六波羅への転出は時宗の庶兄時輔の場合とよく似ている。彼が反泰盛の姿勢を持続していたことは明らかであり、得宗体制に対しても批判的であったと考えられている。⑯また、建長四年（一二五二）四月、宗尊親王の鎌倉入りを奏聞する使者として上洛したことがあり、翌々年建長六年（一二五四）六月「鎌倉中物念」の時、將軍御所に群参した御家人の一人でもあった。⑰得宗支持の姿勢の強い泰盛とは違って、頼景は宗尊と親密な関係をもっていたとみえる。

以上、二月騒動の連累者の中、それぞれ個人的境遇は異なるとはいえ、中御門実隆・名越教時・安達頼景等は、前將軍

宗尊と親密な関係をもっていたとみられる。ここに一応、二月騒動の背後に前將軍宗尊の影を見出すことが可能であろう。本来、幕府が將軍と御家人との主従制を基礎とする以上、將軍を中心とした有力な政治勢力が形成されがちであった。その上、宗尊自身が、幕府の主という意識が強く、自ら供奉の御家人を選定し、服務怠慢の者を厳しく調査させるといった人物であった^②。従って、佐藤氏の言葉をかりれば、「將軍の下に特別親近の御家人が集まり、また執権に疎外される者をもとめて將軍に近づき、將軍勢力を形づくるのは自然の勢いであり、時間の問題^③」であった。文永三年の宗尊追放はそうした勢力の中心を排除することにほかならなかったのである。こう考えてくると、上記の人物らは、得宗側による將軍追放に対する不満勢力として潜在し、その矛盾が二月騒動を通じて爆発したとみることができよう。

事実、対外的危機というあらたな状況は、幕府内の矛盾を尖锐化させる力をもちやすい。蒙古襲来の危機下において、全武士階級結集という課題が幕府に生まれた時、専制的でありながら御家人支配の正統性をもたない得宗の権力への不満・對抗勢力が、その結集点を前將軍宗尊に求めるのは自然な動きであろう。おそらく彼らは、国家的危機に際して「將軍」が惟康のように単に得宗権力のかざりものとされるのではなく、宗尊のように名実ともに対蒙古政策の主導者となるべきだという論理を展開し、それが得宗権力への不満諸勢力の呼応をよびおこしたのであろう。時宗によって幕府中枢から疎外されていた庶兄時輔が「謀反」を企てるのは、そういう趨勢上、当然ありうることである。北条一門の中で、時輔と提携する可能性が最も高いと同時に、宗尊將軍と親密な関係をもっていた名越教時が、反得宗勢力の中心となるものならおかしくはない。

反得宗勢力の具体的な活動は確認されないが、日蓮が「(文永八年)去年より謀反の者国に充滿し、今年二月十一日合戦、其より今五月のすゑ、いまた世間安穩ならず^④」と述べるように、文永八年以来、各地で謀反勢力が見られており、二月騒動後の五月までその余波が続いていたことが窺える。事件の連累者の中には、三浦氏の一族である佐原盛信・多々良行政という者もあった^⑤。また、二月騒動直後の文永九年二月三十日、前將軍宗尊親王が出家している事実も事件との関連を考えてみな

ければならない。謀反者たちはおそらく宗尊を將軍の座に復帰させるといふ計画をもち、それによって宗尊は反得宗勢力の結集点とされ、結局出家させられたのではなからうか。

一方、蒙古国書の到来直後、時宗中心の指導部を整備した幕府首腦の立場はどうなっていたのか。当初幕府首腦部は、国内の団結を図る必要性、幕政上における名越時章の比重、及び彼が九州の三か国(筑後・肥後・大隅)の守護職をもっていた点などを考慮して、警戒しつつも一応名越氏の協力をあおいでいた。だが、本格的な防禦体制の樹立が要請される文永八年以来の対外的危機下において、對抗勢力の結集の動きがみえてくると、それを粉砕することが目前の課題と浮び上がっただろう。この頃の幕府内部には、「何事登和須候和須、世上騷亂之間、人之上歟、身之上歟、安不更仁難弁時分仁候總總」といった不安がみちていたに違いない。かつて時輔と宗尊との關係が密接になることが最も忌憚されていた点に照らして、もはや時輔の運命は定められていたようで、文永八年十一月、長時の子である義宗が六波羅北方に就任すると、翌年二月、南方時輔は誅殺されている。また、文永六年当時は協力關係にあった評定衆筆頭時章の場合は、彼が得宗時宗に對抗する有力者であっただけに、弟教時の与同を「相定」した者によって先走って誅殺されたと推定しうる。

二月騷動の勃発する当日、幕府は「追討使蒙レ仰レ不相向之外、無三左右於馳向之輩二者、可レ被レ處三重科之由、普可下令レ相三触御家人等一給止」との御教書を諸国に発し、御家人が勝手に馳せ参ずることを禁じる一方、翌十二日、時宗は武士たちの着到に確認の証判を与えるなど、みずから軍勢を指揮している。これをみると、時宗たちは当初、名越氏勢力の大きな反撥を予想して、緻密な事前計画をもっていたらしい。得宗御内人とみられる大藏以下五人は、時章を誤って殺害したとして文永九年九月二日に斬首されているが、それはおそらく先の御教書に直接の根拠をもつのであろう。だが、実際に、幕府首腦部のこの事後措置は、時章無実の判明に伴う幕府内の不協和音と御内人の勝手な行動に対する批判の声を配慮した、政治的性格の強いものであったとみられる。

以上の推定が認められるならば、二月騷動の性格は次のように規定することができる。即ち、二月騷動は、「將軍」を

形式的首班として対蒙古政策を主導する得宗権力と、名実ともに「將軍」が対蒙古政策の主導者となるべきであることを主張する反得宗勢力との権力争いであったといえる。従って、この事件の真の背景は、「北条一門内の矛盾」に求めるべきでなく、むしろ幕府体制の在り方そのものに求めるべきであろう。

伊豆の在庁出自という身分上の制約のため、得宗は自らが將軍となって御家人支配の正統性を獲得することができない。それゆえに、幕府主従制の頂点である將軍の地位の実質化は、得宗権力が最も警戒すべき事態であった。その意味で、*対外的危機下における將軍の地位の実質化*という反得宗^①反「体制」の論理は、たとえそれが謀反の口実にすぎなかったにせよ、得宗権力のアキレス腱を突いたものといえる。時宗たちが当初、「陰謀をかなり大きなものと考えていた」^②理由もまさにそこに求められよう。

こう見れば、二月騒動の意義の**一は**、幕府の得宗権力が、本格的な防禦態勢を整える際に、積りつつあった内部矛盾を解消できた点である。これで幕府は、対蒙古政策を推進する確固な権力を構築した。その**二は**、得宗自身に政治的不安感を内在させた点である。というのは、*対外的危機下で*、「將軍」の地位の実質化^③を掲げる反得宗の動きがまた現われな**いとは限らない**からである。要するに、二月騒動は、得宗権力の政策主導権の確立を可能にした事件であったと同時に、その後の得宗権力の政策を規定する要因ともなったといえよう。

- ① 『將軍執権次第』文永五年条。
 ② 『関東評定伝』文永六年条。
 ③ 新田英治「鎌倉後期の政治過程」『岩波講座』日本歴史』6 中世2、一九七五）八頁。
 ④ 文永七年八月二十九日関東御教書（『中世法制史料集』「追加法」四四五）。
- ⑤ 『群書類従』第二十六輯 雑部。
 ⑥ 『関東評定伝』文永元年条。
- ⑦ 『將軍執権次第』文永元年条。
 ⑧ 『関東評定伝』文永十年条。
 ⑨ 川添昭二「北条時宗の研究——連累時代まで——」（『松浦党研究』五、一九八二）三二頁。
 ⑩ 『將軍執権次第』文永元年条。
 ⑪ 網野善彦「蒙古襲来」（小学館、一九七四）一三八頁。
 ⑫ 『関東評定伝』文永三年条。
 ⑬ 『吾妻鏡』文永三年六月二十日条。

月之時。誤擊⁴⁴殺名護屋尾張入道見西也。」とある。また、彼は『吾妻鏡』弘長元年（一二六一）正月一日条に、筑飯の儀式の一つとして五疋の馬が上覽に供される時の役人として登場する。

- 一御馬 （北条） 新相模三郎時村 粟飯原左衛門尉
- 二御馬 （北条） 相模三郎時輔 諏方四郎兵衛尉
- 三御馬 （金沢） 越後四郎頭時 安東宮内左衛門尉
- 四御馬 （安達） 城四郎左衛門尉時盛 同五郎左衛門尉重景
- 五御馬 （名越） 遠江七郎時基 大倉、二郎、左衛門尉

右で、下に位置する者は、上の者に対して補助的役割に当るようになっているが、大蔵頼季が北条氏の被官となっている可能性がある。さらに、粟飯原・諏方・安東氏がいずれも得宗被官家である事実（奥富敬之『鎌倉北条氏の基礎的研究』〈吉川弘文館、一九八〇〉二五四～二五六頁参照）は、頼季が得宗被官であることを強力に示唆する。

渋谷新左衛門尉は、『吾妻鏡』弘長元年正月十四日条にその名が「朝重」とみえ、同文永三年（一二六六）正月十一日条には弓始の一番射手と出ている。ところで、『若狭国守護職次第』によれば、渋谷氏の一族が文永八年から得宗時宗の被官として活動している。旧来の御家人が御内人になった例とみられるが、朝重も御内人となった可能性が高い。

四方田滝口左衛門尉は、統群書類従本『武蔵七党系図』（有道姓児玉党）によれば、その名が「時綱」とみえており、その兄高政は、『吾妻鏡』弘長三年（一二六三）正月二日条に筑飯の儀式の役人として登

場する。高政はここで北条時村に付いているが、先の大蔵頼季の場合のように、高政・時綱が北条氏被官となった可能性がある。

薩摩左衛門三郎の身元は確認されないが、『吾妻鏡』文永二年（一二六五）七月十六日条に、その一族とみられる「薩摩左衛門四郎」が「將軍家入左京兆小町亭」の供奉人と出ている。従って、系譜的には御家人であろうが、文永九年段階ではどうなっていただろうか。

石河は小野姓横山党（統群書類従本『小野氏系図』）であり、駿河国における得宗被官家の一つとしてみえる（奥富、前掲書、二二七～二一九頁）。石河神次左衛門尉の身元は不明だが、その中の一人であろう。

以上、確証はないが、大蔵・渋谷等五人は事実上得宗御内人として活動していたと思われる。

⁴⁴ 名越時章の嫡子公時は、文永九年当時、引付衆の地位にあったが、翌年（一二七三）八月、評定衆に入っており、間もなく文永十一年（一二七四）正月、時章の尾張守職を受け継いでいる。また、建治元年（一二七五）七月、四番引付頭人に昇格している（以上、『関東評定伝』当該年条参照）。このような公時の連年の進出は、評定衆筆頭であった時章の影響力に対する政治的配慮によるものと考えられる。一方、時章の守護職は、筑後が大友頼泰、肥後が少貳資能、大隅が某氏（千葉氏カ）に与えられた（佐藤『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二二七頁、二三四～二三五頁、二七九頁参照）。

⁴⁵ 網野、前掲書、一五一頁。

Ⅲ 「異国征伐」計画と守護の交替

1 「異国征伐」計画の背景

文永十一年（一二七四）十月文永の役が終わった後、幕府は、蒙古による再度の侵略を予想して沿岸警備を一層強化した。そのため、異国警固番役を整備し、建治元年（一二七五）二月には、一年のうち、春夏秋冬の各三か月ずつ守護の指揮下に各国御家人が順次番役を勤仕する体制をつくった。^①同年四月、牒使杜世忠一行の長門室津到着を契機に、幕府は、同年五月、周防・安芸両国の御家人を長門国警固に動員し、さらに備後の御家人を追加、四か国で結番して来襲に備えさせた。^②幕府はこの牒使一行を同年八月に関東に召喚し、九月七日、鎌倉の龍ノ口で斬首、その後次の措置をとっている。

警固事有_二沙汰_一。鎮西撰_二補守護人器用_一。発_二遣海辺国々_一。止_二京都大番役_一。被_レ差_二置在京人_一。公家武家減_二省公事_一。行_二儉約_一。休_二民庶_一。皆是為_二軍旅用意_一也。（『北条九代記』下 建治元年条）

即ち、幕府は、牒使の処刑によって必至となった蒙古の再襲に備え、「警固事」と記されているほぼ全面的な防衛政策を定めている。右でいう「守護人器用」とは、実は「異国征伐」計画に伴うもので、『北条九代記』の編者は「警固事」の一環として取り扱っている。この中の一人であった金沢実時の三男実政が「建治元年十一月為_二異国征伐_一」^③「下_二向鎮西_一」^④したのをみれば、「異国征伐」の計画は、建治元年九月の牒使処刑後、おそくとも同年十一月までには立てられたことがわかる。

この計画の概略的な内容は、建治元年十二月八日、安芸国守護武田信時宛の関東御教書に表われている。それによると、翌年の建治二年（一二七六）三月頃を「征伐」の実行時期とし、鎮西を軍勢動員の中心地域とした上で、不足の場合、山陰・山陽・北海道等の西国沿岸地域の地頭御家人と本所一円地の梶取・水手を徴発する予定であった。^⑤そして実際に、建治

二年三月前後の時期、鎮西の守護あるいは守護代が総責任者大宰少貳経資の指揮に従い、御家人・非御家人を問わぬ動員を催促するなど、「征伐」の準備が行われていた。ただ、これがあくまで「警固事」の一環として、蒙古の日本攻略基地高麗への攻撃計画であったのは、建治二年三月十日付少貳経資の深江村地頭宛催促状からも窺われる。即ち幕府は、高麗発向の輩を除く鎮西諸国の輩に異国警固石築地を築造させたのである。^⑦

一貫してきた幕府の防禦方針が、牒使の処刑後、蒙古再襲の必至の状況において、「異国征伐」という攻勢へ転換したのは右の通りであるが、この方針転換はあくまで当面戦略の変更であって、防禦自体を疎略にしたのではなかった。それでは、幕府はなぜ「異国警固」に止まらず、「異国征伐」まで敢行しようとしたのか。それを単なる軍事戦略とか幕府の「冒険的侵略主義」^⑧として理解するのは、国内的背景を捨象することになる。以下では、御家人問題を中心として、計画の背景を考えてみたいと思う。

文永九年二月以来の過重な鎮西御家人の警固番役負担は容易に推察できるから、御恩—奉公の相互関係によって結ばれている幕府主従制の原理上、戦勝後に御家人が恩賞地を熱烈に望むのは当然なことであった。事実、戦場に出陣した御家人たちの究極の動機は、要するに勲功の賞であり、自己の領主制支配の拡大衝動であった。^⑨文永の役が終って間もなく、建治元年六月三日、肥後国御家人竹崎季長が恩賞の訴訟のために関東に参向しようとしたのは、あまりにも有名である。しかし幕府は、戦勝後に新たに獲得した所領がなかったため、建治元年当時、特別な勲功者以外は恩賞給付を延期するしかなかった^⑩。それによって、恩賞を期待した御家人たちに不満が生じたことが推察できる。このような御家人の不満と経済的負担は、在地にさまざまな紛争・相論をもたらし要因となり、ひいては御家人訴訟を管轄・裁許する鎮西守護と御家人の不和を醸成しただろう。

また、御家人の戦功を幕府に注進すべき職責を担っている守護が、平時における所領相論のために、御家人との間に不和を醸し、そのため御家人に対して不利な行動に出た場合も考えられよう。^⑪これは勿論、守護に対する御家人の不満を買

い、両者間の不和を一層深化させたのに違いない。

一方、この時期に顕著に現われたとみられる、御家人惣領と庶子の対立の問題がある。建治二年（一二七六）閏三月十五日、豊後国大野庄志賀村近地名地頭僧禅季は、「異国警固」の事に関しては、惣領志賀泰朝の催促に従わず、守護所大友頼泰の催促に預ることを申し請い、その理由として「忠失之次第、兼雖難存知、若致三分限大功之時者、且預、関東御注進、且為願其名於御引付一也」とはっきり述べていた^④。庶子が自分の果した軍忠を幕府に認めてもらおうとして、警固番役の独立勤仕を主張すれば、惣領との紛争を生じ、守護自身もそうした対立の渦中に引き込まれざるをえなかったであろう。このような紛争は、文永の役後、特に恩賞問題が大きな社会的関心事として台頭する建治元年を境に多くなつたとみられる。

以上の諸問題が異国防禦上にどのような事態をもたらしたかは、後の史料ではあるが、次の関東御教書から窺われる。

鎮西警固事、蒙古異賊等、明年四月中可襲来云々、早向_レ役所、嚴密可_レ致_レ用心、近年_レ守護御家人、或依_レ所務之相論、或就_レ檢断之沙汰、多以_レ不和之間、無_レ用心儀之由、有_レ其聞、挿_レ自身之宿意、不_レ願_レ天下大難之条、甚_レ不忠也、御家人已下軍兵等者、隨_レ守護命、可_レ致_レ防戦之忠、守護人亦不_レ論_レ親疎、注_レ進進忠否、可_レ申_レ行賞罰也、相互_レ背_レ仰者、永可_レ被_レ処_レ不忠之重科、以此旨可_レ相_レ触_レ國中_レ之状、依_レ仰執達如_レ件

(二八〇)

弘安三年十二月八日

(時宗)
相模守在判

(頼泰)
大友兵庫頭入道殿^⑤

右では、「所務之相論」や「檢断之沙汰」による守護と御家人の不和を指摘し、御家人以下軍兵は守護の命に従い、守護は公平に軍忠を注進、賞罰を行えと、固く戒めている。ところで、訴訟による守護・御家人の不和が「近年」に多くなっている理由は何であろうか。その背後には、おそらく既述の諸問題が深く介在していると考えられる。つまり、軍役賦

課による経済的負担、恩賞の延期からくる不満、警固番役の勤仕方式をめぐる惣庶間の対立、及び戦功・軍忠を注進する守護への不信・不満などが、訴訟の頻発と守護・御家人の不和を一層深化させたのであろう。従って、守護による御家人の指揮・統率に基づく防禦体制の動揺は必然的な現象であったといえよう。しかし幕府は、この事態を根本的に解決できないまま、「挿_二自身之宿意_一、不_レ願_二天下大難_一之条、甚_レ不忠也」としてそれを抑圧しようとしている。

ところで、右の防禦体制の動揺は、問題発生の原因から考えて、すでに建治元年頃に現われていたとみてよからう。とすれば、同年九月の牒使処刑という幕府の強硬策は、実は、対外的危機をみずから醸成することによって、防禦体制に緊迫を加えようとするものであったと思われる。それにつづく「異国征伐」計画も、単なる外敵への攻撃に止まらず、それを軸にする防禦体制の強化・再編を図ったものとみられる。幕府は、動揺しつつある防禦体制で侵略を待つより、むしろ攻撃を通して敵の軍勢に打撃を加えると同時に、対外戦争の遂行を転機とする臨戦体制下で国内統制の強化を図ったのはなからうか。この臨戦体制下において、幕府は、御家人に対する守護の軍事指揮権を強化できただろうし、従来支配権が及ばなかった本所一円地の住人まで軍事指揮・統制下に置くことができた^⑤。さらに、次節で述べるように、国内武士の統制のため、幕府は、得宗権力の意思を代弁・貫徹する多数の強力な守護（あるいは守護代）たちを西国に派遣したのである。

だが「征伐」計画は、結局実行に移されなかった。その理由としては、建治二年三月着手された石築地造営との両立の困難、課役負担の軽減を望む御家人の意向、幕府によってはじめて動員される本所一円地住人の非積極性などがあげられよう^⑥。もともと防禦の一環として取られたこの計画は、実行上の困難さもあって、間もなく中止されたようである。しかし「異国征伐」の企てが、幕府による国内武士の統制に一定の役割を果たしたことは否定できないだろう。

また、「異国征伐」という大義名分自体が得宗権力の対蒙古政策に正当性を提供した側面も見落してはならない。従来防備だけを固めてきた幕府が、進んで外敵を撃つという強硬で積極的な姿勢を明確にするのは、幕府の有力御家人や公家

側に対して得宗の政策主導の正当性を主張することにほかならない。さらに、この大義名分は、北条一門守護の西国進出に対する外様守護の不満や、その支配圏（権）を侵害された本所領家側の反撥を抑圧するために有効であっただろう。

「異国征伐」の大義名分の下で得宗の権力基盤が拡大したことに、この計画の政治的意味が示されていると思う。

一方、「異国征伐」の計画が中止されたのち、内外の状況はどう展開していったのだろうか。おそらく石築地の造営がほぼ完成した建治三年（一二七七）六月、南宋の滅亡が鎌倉に伝えられた。翌々弘安二年（一二七九）七月には、前月来日した元使を博多で再び処刑したため、蒙古の再襲は必至となった。このように、対外的緊張が高まる一方、九州の防禦体制が次第に弛んできたのは、先に引用した弘安三年十二月関東御教書に窺われる。南宋の滅亡による対外的状況の変化のためか、この時期において「異国征伐」は計画されていない。それが現われるのは、弘安の役直後のことである。

蒙古軍が撤収した弘安四年（一二八二）閏七月初から約一か月半も経たぬ中に、幕府は再び「異国征伐」を計画した。大將は少弐経資か大友頼泰であり、少弐・大友の管轄国とみられる三か国（筑前・豊後・肥前）の御家人たちをことごとく催すだけでなく、少なくとも山城・大和の悪徒五十六人を動員するという計画で、それらの悪徒は八月中に鎮西に下向するように命ぜられた。今回の計画は建治のそれに比べて規模が小さく、筑前・肥前等の異国合戦の中心地のみが動員対象となっている。このことは、弘安の「征伐」計画が、戦勝の余勢を駆って侵略国に報復を加える、という大義名分に基づくことを示唆してくれる。

ところで、この計画は単なる攻撃に止まらず、幕府による国内統制の強化を企てた点で、建治のそれと基本的に一致している。それは、次節で述べる北条時定の鎮西下向と、悪党の動員に示されている。かつて弘安元年（一二七八）七月、幕府が大和国の悪徒・寺僧・国民を動員しようとしたことに対し、興福寺側では、国民については請文を出す、寺僧については拒否しようとしたことがある。これを見ると、幕府が彼らを軍事指揮・統制下に置こうとするのは明らかであり、「異国征伐」への動員策もそうした指向の上で理解できよう。幕府は、蒙古軍撤収後にもかかわらず、朝廷に本所一円地

庄官の動員権を重ねて要請し、ついに弘安四年閏七月二十日、宣旨（その日付も、幕府が最初に要請した閏七月九日付）を得ていたが、右の悪党の動員令はこの時の宣旨を根拠とした可能性がある。

弘安の「異国征伐」計画は漠然としており、興福寺側の拒否が窺われるだけで、実行された形跡がない。だがこの計画が、鎮西武士に対する幕府の軍事指揮・統制の強化に有効な役割を果たしたのは次節で考察する通りである。

2 守護の交替

幕府は蒙古襲来に備えるため、少弐・大友氏に対して、鎮西全般に及ぶ軍事指揮権をふくむ権限を付与したが、文永の役後のあらたな事態の前に、むしろ彼らの権限の縮少を伴う大規模な守護職交替を行なった。かつて佐藤進一は、「蒙古防禦を理由として（おそらく文永弘安両役の間で）行なわれた大規模な守護交代」を指摘した。だが近年、村井章介は「守護交代が建治元年末にいつせいに発令された」と、佐藤説をより具体化した（図表）。

村井は下の守護交替のもつ特徴として、第一、守護自身あるいはその代官たる「名代」が直接現地へ赴いている点、第二は、北条一門が大量の守護職（十か国のうち八か国）を獲得した点で、「異国征伐」計画が北条

諸国の守護交替（建治元年末）											
道	西海道		山陽道			山陰道		北陸道			
国名	豊前	肥後	筑後	長門	周防	備中	播磨	石見	伯耆	越前	能登
交替前	武藤資能	武藤資能	大友頼泰	二階堂行忠	不明	不明	小山宗長	伊藤三郎左衛門尉	北条政長	後藤基頼	不明
交替後	金沢実時	安達泰盛	北条義政	北条宗頼	北条宗頼	得宗	得宗	北条義政の子	佐原頼連 <small>（または行通）</small>	足利満氏	北条宗長
備	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○

（凡例） ○は北条一門；×は北条一門以外

氏専制体制の強化に大きな役割をはたしたことを強調している。以下ではこの説をふまえながら、守護交替の対蒙古政策上の意味を検討しようとする。この問題が明らかにされない限り、「これだけの国々に於いて、本給人がある時点で一斉に罷免され、それから殆んど時をおかずに新給人がこれ亦一斉に補任されたと考えなければならぬか」という、佐藤進一の疑問が問われるのは当然である。

まず、北条一門以外の守護の中、のちに霜月騒動で誅せられる人物が少なくとも二人、伯耆守護を頼連とすれば三人みられる。網野善彦はここに「得宗派と泰盛派のはげしい対立」をみる。だが、泰盛が得宗権力の構成者である点に照らし、安達盛宗（泰盛の守護代）・足利満氏・佐原頼連（または行連）の西国下向は、幕府首脳＝得宗権力の政策の遂行という文脈で理解すべきであろう。

守護交替の意味を考える上で特に注目されるのは、得宗時宗の弟北条宗頼の場合である。宗頼が長門国に到着して間もなく、建治二年三月八日、内管領平頼綱宛に送った書状によれば、豊後国御家人田原泰広が異国合戦の軍忠に關して直接上訴しようと試みたことに対して、「今一兩月者、故更異国警固事、不_レ可_レ有_二緩怠_一候」といって、本人の参向をとどめて代官の派遣だけを許していた。この時点は「異国征伐」の準備が進められているときで、同時に「異国警固」も嚴重に行われていることがわかる。また、いわば管轄外の御家人に対する長門国守護宗頼の措置は、かれが得宗権力の意思を直接代弁・貫徹する強力な権限の所有者であったことを窺わせる。同年八月、長門国警固が山陽・南海道の地頭御家人と本所一円地住人によって担当されるようになったのも、宗頼の権限の強さと管轄地域の広さを示すものにほかならない。

一方、右の守護交替と同じ頃、建治元年十二月、七十九歳になる幕府の長老北条時盛が「六波羅守護」のため上洛、時盛の孫北条時国が二月騒動以来欠員となっていた六波羅探題南方に就任、さらに伊賀光政・二階堂行清・三善政康などの引付衆三人が上洛している。これについて村井は、「元軍再襲に備えた首都防衛策」と解しているが、それに止まらず、六波羅を充実させ、西国に対する支配・統制を強化しようとしたものと考えられる。幕府は臨戦体制下において、本所一

円地住人を動員し、おそらく本所領家側に対して兵糧料所と「在京武士」の拝領所々を設定しようとしたため、朝廷との折衝、予想される本所との紛争に備えてこの措置をとったのであろう。

以上の事例が示すように、幕府は「異国征伐」の準備と「異国警固」を同時に推進しながら、西国に対する支配・統制を強化しており、おおよそ幕府首脳得宗権力の意思を代弁・貫徹する強力な守護もしくはその代官を現地に派遣して武士に対する軍事指揮・統制にあたらせていた。「異国征伐」とは外敵への攻撃だけでなく、それを軸にする防禦体制の強化・再編、すなわち得宗権力による国内武士の直接的指揮・統制の強化を図ったものにほかならない。それこそが「異国征伐」の全貌なのである。建治元年末の大規模な守護交替を伴った「異国征伐」計画は、蒙古の再襲の危機と国内の防禦体制の動揺という、内外両面の事態への対応策として取られたもので、右のような得宗権力の意思を看取すれば、先の佐藤の疑問も自然に解けると思われる。

建治元年末から弘安の役に至るまで、注目に値するような西国における守護交替の事実は見当たらない。ところが、弘安の役後おそくとも弘安四年八月十日までに、得宗時宗のおじ北条時定が少弐経資に代わって肥前国守護の地位に就いている。^④ その後のかれの活動は、『歴代鎮西要略』（卷三）にその形跡が窺われる。

（弘安）
 五年壬午。北条遠江守為時。又曰 為異賊之武備 下向処筑姫濱 或曰 博多 遂押称奉行所 為時號 六年癸未五月十一日。肥前国住人岸川次郎兵衛。平野左近入道。定楽三郎左衛門入道。多久弥太郎。島田三郎。笠寺三郎入道等。依有肥前執行於保四郎種宗之下知。不相勤博多警固石垣築地以下之役。今日於奉行所遺列札明之。及岐重沙汰云々。（中略）。七年甲申。従五位下丹波守大友炊助頼泰卒。法名道恩。或号弍式部大輔。亦兵庫頭。亦出羽守。鎮西奉行也。二男子曰親時。曰貞親也。親時嗣立。号因幡守。鎮西奉行也。然而北条家更置奉行所。以行九州成敗爾來。守護奉行兩職。有聲如無云々。（中略）。八年乙酉。（中略）。十月十七日。將軍家之書曰。鎮西御家人等雖有所用。而不可參向於鎌倉也。遠江守為時奉行之。（後略）

右によれば、時定は弘安五年（二二八二）に「異賊之武備」のため筑前に下向、博多の姪浜にとどまって「遂押称_三奉行所_二し、翌年、肥前国住人六人の博多警固番役・石築地役懈怠について奉行所で嚴重に沙汰し、弘安八年（二二八五）には、鎮西御家人の参向を禁止する関東御教書の奉行となっていた。時定が肥前国守護をこえる権限を行使したことを示す確かな史料はないが、この所伝は、時定の鎮西における大きな統制力・影響力を物語っている。さらに、時定の肥前守護補任と「異賊之武備」のための博多下向は、弘安の「異国征伐」計画との関連の可能性が高い。^⑩ 建治の計画が事実上「異国警固」と同時に進行されていたことを考えれば、おそらく時定の任務は「異国征伐」の準備とともに、警固武士に対する指揮・統制の強化にあっただろう。時定が蒙古襲来を契機とする北条氏の鎮西支配の強化に橋頭堡的役割を果したのも、決して偶然とはいえない。

こうみれば、時定の鎮西下向は、「異国征伐」を軸にして国内武士の統制を強化し、究極的に得宗権力の直接的な指揮・統制下の蒙古防禦体制を構築しようとする政策の一つであったといえる。後日の鎮西探題の成立がそうした政策の延長線上に位置するのはいうまでもなからう。

- ① 文永十二年（二二七五）二月四日少貳経済書状案（『鎌倉遺文』第十五卷一一八〇五号）。
- ② 建治元年五月十二日関東御教書案（『鎌倉遺文』第十六卷一一九二〇号）、建治元年五月二十日関東御教書案（同、一一九三三号）。
- ③ 村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」一〇頁。
- ④ 『帝王編年記』卷二六 九州探題。
- ⑤ 『鎌倉遺文』第十六卷一一七〇号。
- ⑥ 建治二年三月五日大友頼泰書下（『鎌倉遺文』第十六卷一二二五二号）、建治二年三月十一日持運請文（同、一二二六二号）、建治二年三月二十一日少貳経済書状案（同、一二二六九号）、建治二年三月三十日肥後窪田庄預所僧定倫請文（同、一二二七一号）、同注進状（同、一二二七五号）、建治二年閏三月三日肥後北山室地頭尼真阿請文（同、一二二九二号）、建治二年後三月五日島津久時書下案（同、一二二九三・一二二九四号）、建治二年閏三月七日肥後国御家人井芹秀重請文（同、一二二九七号）。
- ⑦ 建治二年三月十日少貳経済石築地役權促状（同、一二二六〇号）。
- ⑧ 村井章介「高麗・三別抄の叛乱と蒙古襲来前夜の日本」(下)八三頁。
- ⑨ 黒田俊雄『莊園制社会』（日本評論社、一九六七）二一〇頁。
- ⑩ 「竹崎季長絵詞」（日本思想大系21『中世政治社会思想』上 倉波書店、一九七二）四一八頁。
- ⑪ 相田二郎『蒙古襲来の研究』二四一～二四七頁。瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』三一八～三二〇頁参照。

- ⑫ 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(歎傷書房、一九四二)二七七～二八〇頁。
- ⑬ 相田、前掲書、二四五頁。
- ⑭ 建治二年閏三月十五日僧禪季申状案(『鎌倉遺文』第十六卷一二三〇三号)。
- ⑮ 弘安三年十二月八日関東御教書(『鎌倉遺文』第十九卷一四二〇七号)。
- ⑯ 幕府が文永の役にあたって、「九国住人等、其身縱雖不_レ御家人、有_レ致軍功_ニ之_レ輩者、可_レ被_レ抽賞_ニ」(文永十一年十一月一日関東御教書案(『鎌倉遺文』第十五卷一七四二二号))という緊急措置を発したが、現存史料上、実際に幕府の指揮・統制下に非御家人を置くのは建治二年三月以来のことである。「異國警固事、可_レ為_レ平均役」(建治三年九月十九日関東御教書(『鎌倉遺文』第十七卷一二八六六号))との原則が成立する時点も、全面的な「警固事」が定められた建治元年末に求めることができよう。
- ⑰ 網野善彦『蒙古襲来』一九〇頁。
- ⑱ 建治三年正月二十七日、薩摩守護島津久時は、薩摩国御家人比志島太郎佐範の管崎役所における石築地役勤務の完了を証している(島津久時習勘状『鎌倉遺文』第十七卷一二六五四号)。
- ⑲ 『建治三年記』六月八日条。
- ⑳ 『北条九代記』下 弘安二年条。
- ㉑ 南宋の滅亡によって、蒙古の日本攻略基地は高麗ばかりでなく、中国大陸にまで及ぶことになったといえる。従って、高麗への攻撃が防禦上にもつ効果は相対的に減退し、むしろ大陸と半島からの侵攻に備えて、防禦を固める必要性が高まったのではなからうか。
- ㉒ 弘安四年八月十六日聖守書状(『鎌倉遺文』第十九卷一四四二二号)。
- 相田、前掲書、一四二～一四五頁。相田は、「三か國」とは少弐・大友氏が守護職を持っていた筑前・豊前・豊後であろうと推定している。
- ⑳ しかし次節で述べるように、豊前守護職は建治元年末以降金沢氏に移っており、肥前守護職が弘安の役直後、少弐氏から北条時定に移っているのを見て、豊前より肥前のほうが「三か國」の中に含まれた可能性が高い。
- ㉓ 「中臣祐賢記」建治四(一二七八)年七月三日・四日条(『春日社記録』日記二(『春日大社』、一九五七))。
- ㉔ 『壬生官務家日記抄』弘安四年閏七月九日・二十一日条。
- ㉕ 『勘仲記』弘安五年十月十六日条裏文書「為_レ異國征伐、大和國寺衆國民被_レ召之間、可_レ免許_ニ事_ニ」(『中状』衆徒)。
- ㉖ 網野精一郎『鎌倉幕府による鎮西特殊立法について』(御家人制研究会編『御家人制の研究』(舍川弘文館、一九八一)三四六～三四七頁)。
- ㉗ 佐藤進一『鎌倉幕府政治の専制化について』一一八頁。
- ㉘ 村井章介『蒙古襲来と鎮西探題の成立』五～九頁参照。
- ㉙ 同、九頁。
- ㉚ 佐藤『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二七六頁。
- ㉛ 網野『蒙古襲来』一九四頁。
- ㉜ 本稿は、安達泰盛を「得宗権力の構成員としての外戚」とみて、霜月騒動にあらわれた安達泰盛と平頼綱の対立を「独裁者の外戚と従臣の対立」と評価する上横手雅敬の見解に従う(同『鎌倉幕府と公家政権』七四頁参照)。
- ㉝ 建治二年三月八日北条宗頼書状(川添昭二『注解 元寇防塁編年史料』—異國警固番役史料の研究—(福岡市教育委員会、一九七一)一四六～一四七頁)。
- ㉞ 建治二年八月二十四日関東御教書(『鎌倉遺文』第十六卷一二四四九号)。
- ㉟ 『北条九代記』上 元仁元年条。
- ㊱ 『北条九代記』下 建治元年条。

③⑦ 『関東評定伝』 建治元年条。

③⑧ 村井「蒙古襲来と鎮西探題の成立」一〇頁。

③⑩ 『建治三年記』 十月二十五日条によれば、寄合において「京都本所領家等、被申兵糧料所并在京武士拝領所々。可被返付之由事。有御沙汰」とある。おそらく建治元年末以来の全般的な「警固事」の一環として、異国警固のための「兵糧料所」と首都防禦のための「在京

武士拝領所々」が設定されたのであろう。

④⑥ 佐藤『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』二二六頁。

④① 村井「蒙古襲来と鎮西探題の成立」一二頁。

④② 川添昭二「岩門合戦再論——鎮西における得宗支配の強化と武藤氏——」(『論集日本歴史』4 鎌倉政権) 有精堂、一九七六) 二五四頁。

IV 「異国降伏」祈禱と寺社の修造

1 「異国降伏」祈禱

鎌倉幕府による異国降伏祈禱の命令や依頼が史料上に見えはじめるのは、文永の役後、正確に言えば、建治元年九月七日の元使処刑前後とみられる。建治元年九月十四日、幕府は近江国守護佐々木泰綱宛の関東御教書を発し、近江国中御祈禱所寺社に対して異国降伏祈禱を命令している。①同年十月七日、幕府の祈禱令は守護代によって、その中の一つであった敏満寺の衆徒に施行されているのが確認される。②網野善彦は、これが幕府の守護人の手を経て諸国の社寺に異国降伏の祈禱をさせた事実の初見としている。③網野の指摘が認められるならば、幕府は、元使処刑のころ、諸国寺社に対して祈禱を命じたということになる。建治元年十一月二十一日、北条時宗が常陸国一宮鹿島社の神主に、異国降伏祈禱の巻数の進上に対して感謝する内容の返書を送っているのも、おそらくその以前それほど遠くない時点で(近江国寺社への祈禱令と同じ頃カ)幕府が祈禱を命じたからであろう。

また、建治元年十月二十一日、幕府は伊勢太神宮の祭主と豊前国宇佐八幡宮の大官司に対して、各々伊勢国桑名神戸・豊前国至津勾金兩庄の地頭職を寄進しながら、「御願成就、異国降伏」を祈請している。④宇佐宛の寄進状には「為^⑤ 聖朝安穩異国降伏」と書かれてあるが、太神宮にも同一の趣旨の寄進状を発したに違いない。このような国家の宗廟神への

祈請は、軍事権門として諸国を守護する幕府が、国家的対応を要する対外危機に際し、国家の頂点たる国王―天皇の宗教的・観念的権威を進んで擁護している事実を示している。

以上のように、幕府は、おそらく元使処刑の前後から建治元年末に至る時期に、国家の宗廟神をはじめとする諸国神社に対して異国降伏祈禱を行わせたことがわかる。この時期の幕府による祈禱（令）が朝廷のそれに比べてどんな特徴を帯びていたかは、次の元亨元年（一二三二）七月日付薩摩国天満宮国分寺所司神官等解状の中から示唆される。

……就中異国御祈禱事、致_レ精誠可_レ勤行_二之由、就_レ被_レ下_二度々院宣於安樂寺_一（中略）当社祠官等抽_二無_二丹誠_一、依_レ奉_二祈請_一、去文
 永年中蒙古凶賊等難_レ令_レ嬰_二来鎮西_一、依_レ不堪_二神戰_一（中略）其後又可_レ致_二懇懇御祈禱_一之由、依_レ被_レ成_二下_二関東御教書於当社_一、令_レ致_二
 丁寧御祈禱_二之処、去弘安四年凶徒等令_二来着_二之刻_一、……

ここで文永の役を境として、公的な祈禱命令が院宣に代わって関東御教書によってなされるようになったことが窺える。その具体的な時期は、先の事例から考えて建治元年後半とみるのが自然であろう。少なくとも、文永の役後、朝廷側より幕府側のほうが諸国の神社に対する祈禱令に積極的であったことはまちがいない。事実上、蒙古国書の到来以降、朝廷は京都を中心とする祈禱を続けており、他の国々の神社に異国降伏祈禱をさせたのは、右の安樂寺宛の院宣を除いて、文永五年初か文永七年初の宣旨と、弘安の役に直面した五畿七道への宣下の形跡^⑩だけである。反面、幕府は鶴岡八幡宮など鎌倉の神社に祈禱を命じた事例もあるが、特に諸国の神社に対する祈禱令において、朝廷側より積極的であるが目立つ。この点、弘安六年（一二八三）以降の全国的な神社への祈禱令を通じて考察してみよう。

〔I〕

- (A) 吳賊降伏御祈事、於_二武蔵・伊豆・駿河・若狹・摂津・播磨_一・

美作・備中国等寺社、可レ致レ懇ニ祈禱ニ之由、普可レ令ニ下知ニ給ニ之旨、
被ニ仰下ニ候也、仍執達如レ件、

弘安二年十二月廿八日

駿河守在御判

謹上
相模守殿

(北条時宗)
(東寺百合文書な)¹²⁾

(B)

異賊降伏御祈事、御教書案文如レ此、於ニ当國中寺社ニ付ニ願寔、可レ
致ニ御祈請ニ之由、可レ被レ相ニ觸別當・神主等、且御祈禱之次第、可レ
被レ進ニ注文ニ候、仍執達如レ件、

弘安七年正月四日

加賀權守在御判

沙 弥在御判

右衛門尉在御判

若狭国守護御代官殿

(東寺百合文書な)¹³⁾

(C)

異賊降伏御祈事、公方御教書案并公文所御教書
如レ此、早任下被ニ仰下ニ之旨、於ニ当國中寺社、可レ
相觸別當神主等、兼又御祈次第、可レ被レ執ニ進
注文ニ之状如レ件

弘安七年正月六日

平在御判

若狭国守護政所殿

(東寺百合文書り)¹⁴⁾

〔Ⅱ〕

(A')

異国降伏御祈事、先々被_レ仰下_二畢、武藏・上野・伊豆・駿河・

若狭・美作・肥後国一宮・国分寺・宗神社、殊可_レ令_レ致_二精勤_一之由

相_レ触之、可_レ執_二進卷教_一之旨、可_レ令_二下知_一給之由、被_レ仰下_二候也、

仍執如_レ件、

正応五年十月五日

(北条宣時)
陸奥守御判

進上 相模守殿

(東寺百合文書リ)⑤

(B')

異国降伏御祈事、御教書如此、任_レ被_レ仰下_二之旨、可_レ致_二精勤_一之由、

相_レ触若狭国中、可_レ令_レ執_二進卷教_一給之旨候也、仍執達如_レ件、

正応五年十月十三日

右衛門尉在判

沙 弥在判

左衛門尉在判

工藤右衛門入道殿

(東寺百合文書リ)⑥

(C')

異国降伏御祈事、関東公方御教書并公文所御施行如此候、仍早任_レ

被_レ仰下_二之旨、令_レ致_二御祈誠精勤_一、為_レ進_二上関東_一、可_レ送_二給卷教_一

之旨、御領内宗神社禰宜別当、可_レ有_二御下知_一候歟、恐々謹言、

『正応五年』
十一月十二日

沙弥西念在判

(若狭)
遠敷郡地頭御家人預所殿御中

来十二月一日・二日之比、可_レ進_ニ関東_一候、御巻教于今月中可_レ

送給候敷、

(東寺古文零聚三)^⑦

右の〔I・II〕の一連文書は、幕府の命令によって行われた諸国の寺社における異国降伏祈禱の事実を伝えるものである。文中にある国々の中、守護不設置国である武蔵をのぞく他の国々の守護職はすべて得宗領であり、その中の一つ、若狭国に対する指令伝達の経過をみせている。(A)・(A')は守護としての得宗に下された御教書であり、各々(C)・(C')によって、(A)は公方御教書、(A')は関東公方御教書とよばれている。ここではまず、文書(A)が弘安六年のものであることを確認して置く。〔I〕・〔II〕の中で注目されるものは(C)である。(C)は奥富敬之によって明確にされたように、守護又代官西念が得宗管国若狭の中の遠敷郡の地頭御家人預所らに施行したもので、形式上、鎌倉幕府の命令は、將軍―連署(宣時)―守護(執権貞時)―守護代官―守護又代官―各郡地頭御家人預所というコースを辿って、在地の領内寺社にまで行き届いたのである。(C)の趣旨も地頭御家人預所宛に施行されたとみてよからう。

(A)・(A')にみえる趣旨の御教書は、各々同じ頃、他の守護にも下されたことが確認される。即ち、弘安七年(二二八四)三月二十五日、豊後国守護大友頼泰の同国六郷山供僧宛の施行状^②、同年四月二十八日、肥前国守護北条時定の某宛の施行状^②、そして正応五年(二二九二)十二月二十一日、薩摩国守護島津忠宗の寇獄別当住僧宛の施行状^②がある。従って、幕府の祈禱令はほぼ全国的に発せられたとみてさしつかえないだろう。また、幕府による諸国寺社への祈禱令は、弘安七年頃三度目の襲来の風説^②、正応五年七月の大元燕公の牒状と同年十月の高麗使金有成の到着など^②、対外状勢と密接に関連されていた。正応四年(二二九二)二月、幕府が周防長門両国守護・六波羅探題・豊後国守護宛に(A)と同様な趣旨の御教書を発したこと^②も、なんらかの対外状勢に対する判断によっただろう。

一方、幕府の全国的な祈禱令が現われる弘安六・七年、そして正応四・五年の段階において、朝廷が諸国に祈禱令を下した形跡は皆無である。朝廷の異国降伏祈禱に関する史料が比較的豊富にのこっている現状から考えれば、この時期から朝廷の全国的祈禱令が見当たらないということは、全国的な公的祈禱令が朝廷に代わって幕府によってなされるようになったことを物語るといわざるをえない。諸国寺社に対する祈禱命令における幕府の積極性は、所詮、幕府が対蒙古政策の現実的主体の立場にあったことによるものであろう。とすれば、その積極性は、幕府の主導による対蒙古政策上で検討しなればなるまい。

結論的にいえば、それは、幕府が諸国の精神的統合を図るもので、特に蒙古防禦体制の基盤をなしている武士_{II}在地領主を指揮・統制する関係から出たものと思われる。幕府の全国的な祈禱令が対外姿勢と一定の対応関係をもっているのは、祈禱令自体が対外的緊張を契機としたことを表わしている。ところで、異国降伏の祈禱は、外敵による国家の危機を前提とするもので、そこには外敵に対する自国意識の宗教的表現というべき「神国観念」（神明が国主・国土を擁護するという観念）が内包されていた^⑦。反面、異国警固や異国合戦に臨む西国武士の意識と行動は自身の領主制の範囲をこえるものでなく、彼らの神祇信仰といっても、自身の所領の神聖と守護を信じるものにすぎなかった^⑧。こうみれば、祈禱令は在地武士に対して国家的危機を強調するものでもあったといえる。幕府が全国的な異国降伏祈禱命令を積極的・持続的に行なった理由も、国家的危機の強調によって、「挿_レ自身之宿意、不_レ顧_二天下大難_一」という武士を精神的に規制・統御して、外部の脅威にふりむけようとする意図がこめられていたからであろう。

もう一つ、異国降伏の祈禱命令は、武士_{II}在地領主に対する公権力としての幕府の公的立場を明示し、支配の権威を確保する側面がある。「律令制国家の統治権の不可分の一部をなす_⑨」ものとまでいわれる諸国の祭祀権_{II}祈禱権を幕府が行使するのは、その限りにおいて、幕府（將軍）の公的権威が国家の統治権者_{II}天皇のそれに接近することを意味する。そうした公的権威は、国家的危機に際して全武士階級を結集するという課題を負った、諸国守護権を有する幕府にとって、現実

的に必要とされたものとみられる。

2 寺社の修造

弘安七年（二八四）五月三日、幕府は諸国一宮・国分寺について、「往古子細、当時次第、并管領仁、及免田等、分明可レ令ニ注申ニ」という御教書をおそらく全国の守護宛に発し、続いて同年五月二十日付『新御式目』の中で、「自今以後、被レ止ニ新造寺社、可レ被レ興行諸国々分寺一宮ニ事」との一宮・国分寺興行令を發布した。この政策が、幕府の異国降伏祈禱命令、及び神宝の奉獻といった事態と結び付いていることはいうまでもない。これらの点について、相田二郎は、幕府が諸国の社寺に祈禱を命じる場合、一宮と国分寺を最も重要視したことを指摘し、その理由として、嘗て一国の総鎮守護国の社寺として国家の安泰護持に当たっていた諸国の一宮国分寺の使命が、新たに認められてきたことなどをあげた。だが、幕府の祈禱命令が蒙古防禦の現実と密接な関連をもっていたとすれば、弘安七年の一宮・国分寺興行令もそうした側面から検討する必要があるだろう。

文永の役の翌年、薩摩国天満宮并国分寺所司は、戦勝の原因が「非ニ靈神之征伐、観音之加護哉」と強調し、太政官に宮寺の造営を要請しながら「代代国司無ニ其沙汰」ため「早被レ下ニ宣旨、令レ言コト上子細於関東、欲レ致ニ其沙汰」と述べている。④このような寺社側の論理と要請からすれば、村井章介の主張のごとく、当然幕府は「異国降伏の祈禱」という戦闘行為への恩賞⑤「付与」造営の義務を負わざるをえない。しかし、このみが諸国一宮国分寺興行の理由であろうか。何より、右の宮寺側の要請には幕府の立場や論理は反映されていないのが気になる。以下、次の事例たちを通して、その手掛かりを得ることを試みる。

一 天満宮并国分寺往古子細当時次第事（中略）当 宮者、天満大自在天神垂跡之地也、天曆皇朝被レ下ニ管符、号ニ分補安楽寺、（中

略）国分寺又奉_レ建_立養老元年_ニ遙及_ニ六百余歳、（中略）聖_レ廟_者我朝_之故_実武家嘉猷也、如_ニ文治年中_ニ関東御下知者、当_レ寺者_ニ天満天神御在所也、不_レ可_レ准_ニ他社_ニ、仍_レ可_レ為_レ宗_ニ仏神事_ニ之由、自_レ鎌倉殿_ニ所_レ被_レ仰_下一也、然者_ニ停_止武士違乱_ニ全_ニ安_ニ堵所_ニ司神人等、加_ニ寺家修理_ニ、可_レ勤_ニ修仏事_ニ也云々、又承久年中_ニ如_レ所_レ被_レ成_下之_ニ関東御教書者、右件_ニ天満宮并寺領等、不_レ有_ニ武士狼藉_ニ、又遼遠之境、如_レ此之時、寄_ニ事_ニ於左右_ニ、結_ニ構新儀_ニ之濫妨、对_ニ捍有_レ限之所_ニ当_レ、濫_レ行_レ非法_之者、自_レ出来_レ敷、若_レ然者_ニ可_レ注_ニ進_ニ（_{交名カ}）_ニ可_レ処_ニ罪科_ニ也、

右によれば、薩摩国天満宮国分寺と朝廷・幕府とは深い関係をもっており、特に幕府は「可_レ為_レ宗_ニ仏神事_ニ」として、宮寺側に対する武士の違乱・濫行を嚴重に禁止している。武士の対捍は、先の建治元年の要請に基づき院宣によって寄附された料所でもおこり、「地頭名主等募_ニ武威_ニ有_レ限不_レ弁_ニ正税_ニ」⑤といった状態であった。幕府が尊崇・重視する寺社に対する西国武士の本来的態度は、源頼朝が鎮西住人に下した次の建久三年（一一九二）九月十八日付將軍家政所下文に最も端的に示されている。

（宇佐宮）
当社御交替者卅三ヶ年一度_ニ遯遁_ニ事也、且_レ朝家_之大宮、次_ニ当家_ニ信仰_ニ之_ニ厩社_ニ也、存_ニ此理_ニ之者、誰_レ致_ニ遁避_ニ哉、而_レ如_レ聞者、国郡_之地頭等_ニ募_ニ権勢_ニ之_ニ威_ニ、称_レ不_レ可_レ勤_レ任_ニ之_ニ由_ニ云々、違_レ背_ニ之_ニ奈_ニ、奇_レ性_ニ殊_ニ甚_ニ、是_レ則_ニ思_ニ平家_之旧好_ニ、各_レ挾_ニ謀_ニ叛_ニ心_ニ之_ニ所致_ニ歟

八幡神は朝廷の守護神であると同時に、源氏の崇敬神でもあり、石清水・鶴岡八幡宮の本社である宇佐八幡宮は、公武ともに尊崇する、豊前国一宮として鎮西の大社でもあった。本来、権門体制国家の機構・機能は頭著な宗教的性格をもっており、権門勢家自身が宗教的色彩の濃厚な観念的權威を帯びているといわれる。その意味で、宇佐八幡宮は鎮西において、朝廷（天皇）と軍事権門である幕府（將軍）の權威を象徴する代表的存在であったといえる。にもかかわらず、鎮西の武士は「朝家之大宮、源家信仰之厩社」たる宇佐宮の造替課役を「不_レ可_レ勤_レ任_ニ」と称しているのである。これに対して、頼朝は「謀反」という反国家的行為として規定している。「思_ニ平家_之旧好_ニ」ということに対する警戒もあつただろう。だが、「携_ニ武芸_ニ天護_ニ国家_ニ利居_ニ衙官_ニ天耀_ニ朝威_ニ須_ニ」⑥ことを歴史的職掌とする軍事権門にとっては、彼らの違背行為が国家

体制にかかわる重大事にほかならなかつたのであろう。このような西国武士の態度を念頭に置けば、その影響が後代にまで及ぶことは容易に想像できる。

蒙古襲来前夜の文永十年（一二七三）五月二十日、大隅国一宮正八幡宮の大神宝用途催促使である官使・関東奉行所使・国衛使等が出した陳状によれば、豊後国高田庄地頭代藤原盛実という武士は、「朝家御重事、関東御大營」たる大神宝に際し、宣旨・御教書にも従わず、北条時宗の所領も応じる大神宝役を難渋し、しかも軍勢を率いて狼藉していた。これより数年前、正八幡宮所司・神官が同宮遷宮大神宝事を「今度者国衛力難_レ及、任_ニ宇佐之例_一、仰_ニ守護人_一可_レ令_ニ調進_一」と要請したのも、おそらく武士の対捍と関連があつたであらう。

以上の事例は、事実上、諸国の一宮・国分寺以下主要神社の権威に従わない西国武士らが少なくなつたことを窺わせる。諸国を守護する幕府は彼らの違背行為を統制してきたが、特に蒙古襲来の国家的危機に際して、その必要性が強くなつたと思われる。というのは、異国降伏祈禱を通じて諸国の精神的統合を図ろうとする幕府にとっては、当然国家の安泰護持に当たる一宮・国分寺の権威を高め、武士たちをそれに従わせることが要求されたとみられるのである。弘安七年の一宮・国分寺興行令には、先の薩摩国天満宮・国分寺の場合（天満宮は一宮ではないが）にみられるような、単に神社側の要請や国司の無沙汰による側面だけでなく、幕府の立場からする積極的側面が介在していたとみておかしくない。この点、殿下渡領日向国島津本庄の庄官たちが、大隅国正八幡宮造營役の免除を要請しながら出した正応元年（一二八八）の申状から示唆される。

而神官等重申_ニ成宣旨_一、及種々濫吹之間、賜_ニ本所御教書_一、御庄官令_ニ言_ニ上関東之處_一、如_ニ弘長元年四月十日御返事_一者、不_レ及_ニ関東御沙汰_一云々、而付_ニ神官等奸訴_一、同二年二月雖_レ被_レ成_ニ御施行_一、御庄官參_ニ関東_一依_レ申披之、同年八月十二日改_ニ先御施行_一、見_ニ于_ニ跋重御教書_一、其子細六波羅殿御奏聞状明白之間、成_ニ庄家安堵_一之處、社家奸謀之余、猶以_レ依_レ致_ニ濫訴_一、重賜_ニ本所御教書_一、令_ニ言_ニ上関

東之時、如_レ建治元年七月日御返事者、宣_レ在_レ聖断_一之由、先年言上畢、仍不_レ及_レ閔東沙汰_一云々、付_レ之被_レ經_レ奏聞_一之処、弘安元年十二月廿八日院宣云、本庄無_レ勤仕之例者、直可被_レ触_レ仰閔東候、定被_レ尋究_一之由、御氣色所候也云々、本所雜掌令_レ申_レ入閔東之処、此院宣者、本所御返事也、对_レ閔東不_レ給_レ之間、御沙汰可_レ為_レ何様哉之由、奉行入矢野支蕃令_レ申_レ之処、(中略)武家者对_レ閔東不_レ被_レ下_レ院宣者、難_レ及_レ御沙汰_一之由、被_レ仰_レ出_レ之、其後無_レ殊子細_一之間、雜掌自然送_レ年月_一之処、大友兵庫入道補_レ官使職、依_レ掠_レ申_レ之、自_レ閔東令_レ執_レ申_レ給_レ之間、正応元年七月廿一日本所御下文云、造正八幡宮嶋津本所役事、相尋_レ之処、無_レ勤仕例_一之由、庄家雖_レ訴_レ申_レ、武家度々執_レ申_レ之上者、早可_レ下_レ知_レ之旨_一乘院僧正候畢云々、庄家之理訴、不_レ勤_レ次第、雖_レ為_レ顯然、閔東之御計難_レ被_レ黙_レ止_レ之間、及_レ御下_レ知_レ□、雖_レ然庄家之愁訴、猶敢不_レ令_レ休止_一之処、自去五月十日至于同廿日、大友使并官使等、引_レ率百余人、大勢兩度令_レ入_レ庄、及_レ三種々苛_レ□_一条、……

ここで注目すべきは、弘安元年(一二七八)までも「聖断」あるいは「院宣」に任せて沙汰しようとしてきた幕府の消極的姿勢が、正応元年(一二八八)には突然「(本所側が)難_レ被_レ黙_レ止_一」という積極的姿勢となっている点である。その間には、弘安七年(一二八四)を境とする一宮・国分寺の興行_一修理造営があるとみるのが自然であろうし、庄官ら本所側の住人は幕府の新たな姿勢の変化によって「入庄」されざるをえない状態に陥つたのである。この例は、幕府の国家的修造事業の積極的な推進に伴って、武士_一在地領主に対する統制が強化したことを窺わせる。

これと同じような例としては、肥前国一宮河上社の造営の場合があげられよう。たぶん弘安三年(一二八〇)十二月十一日付院宣によって命じられた河上社の造営が、「当国段米被_レ寄附_一之処、或奉行入借用、或領主米借間、有名無実云々」といった状況に対して、弘安七年末_一八年頃幕府は「云_レ借用云_レ未進、慥徴_レ納_一之、急速可_レ令_レ造_レ之」と命じているのである^⑤。

もはや西国の武士たちは、このような幕府の政策によって、その行為を強く制約されざるをえなかったであろう。ここに一宮・国分寺興行令の積極的意味、即ち、国家の安泰護持に当たる寺社の権威を振興し、武士たちをそれに従わせよう

とする意思が示されているとみられるのである。

一方、幕府による諸国寺社の修理造営の全国化がもつ意味を検討する必要がある。諸国一宮・国分寺以下主要寺社の祭祀・修理造営は、本来国毎に国司が行うものであり、それは公権力の象徴的権能に属するものであった。従来幕府は、「東国」を中心とする地域と少なくとも九州の一部地域においてそのことに関与していた。それを通じて、幕府は、公権力として御家人以下在地領主に対する支配の権威を保持していたと考えられる。幕府による諸国主要寺社の修理造営が全国的一般的なものに拡大するのは弘安年間以降のことであり、その方針を法制的に明示したのが弘安七年五月『新御式目』の中の一宮・国分寺興行令である。それに伴って、幕府の公的権威は全国的に確保されるのであり、その支配の対象が全国(特に西国)の武士にはかならないのである。

諸国寺社への異国降伏祈禱命令と諸国一宮国分寺の興行に修理造営は、蒙古防禦の現実と無縁なようにみえるけれども、実は、武士に在地領主の意識と行為を規制し、幕府(將軍)の権威下に彼らを支配・結集して、蒙古防禦体制を堅固なものにしようとする政策のあらわれであったと思われる。

- ① 建治元年九月十四日関東御教書案(鎌倉遺文)第十六卷二二〇二二号。
- ② 建治元年十月七日左衛門尉公綱書下(同、二二〇四九号)。
- ③ 網野善彦『関東公方御教書』について、『信濃』二四一—、一九七二)一一頁。
- ④ 建治元年十一月二日北条時宗巻教請取(鎌倉遺文)第十六卷二二二二九号)。
- ⑤ 建治元年十月二十一日関東寄進状案(同、二二〇六五号)、建治元年十月二十一日関東御教書案(同、二二〇六七号)。
- ⑥ 建治元年十月二十一日関東寄進状案(同、二二〇六六号)。
- ⑦ 『薩藩旧記雜録前編』(以下、『薩藩旧記』と略す)所収国分寺文書
- ⑧ 相田『蒙古襲来の研究』五九〜七七頁参照。
- ⑨ 文永五年三月十五日相秀書状(鎌倉遺文)第十三卷九八八九号)、文永七年三月十五日從儀師相秀書状(圖書寮影刊『壬生家文書』六、一五三五)。
- ⑩ 弘安四年七月二五日藏人平仲兼書状(壬生家文書)六、一五三二)。
- ⑪ 相田、前掲書、一〇二〜一〇三頁。
- ⑫ 駿河守某奉書案(鎌倉遺文)第十八卷一三八一五号)。
- ⑬ 得宗家奉行人奉書案(鎌倉遺文)第二十卷一五〇五一号)。
- ⑭ 平施行状案(京都大学影写本)一六八)。
- ⑮ 関東御教書案(鎌倉遺文)第二十三卷一八〇二六号)。

- ⑩ 執権公文所奉書案（同、一八〇三〇号）。
- ⑪ 西念遊行状案（同、一八〇四六号）。
- ⑫ 網野善彦は、この文書の年紀に関する既存説（相田二郎の弘安二年説、佐藤進一の弘安三年説）について、当時連署の地位にない人¹¹駿河守¹²が將軍家の仰を奉じている点の異例さ、この御教書を施行した文書が見出されていないということの疑問を提起し、弘安六年説を主張している。網野はその根拠として、山田安樂編『伏敵編』はこの文書の年紀を「弘安六年」としている点（同、巻五、一〇頁）、駿河守業時がこの年四月十六日に連署となっている事実、それから〔I〕・〔B〕・〔C〕が前年の〔A〕御教書を直接施行したものとみられることなどをあげている（同、前掲論文、二～三頁参照）。
- ⑬ 奥富教之『鎌倉北条氏の基礎的研究』一四四頁。
- ⑭ 元来、〔O〕・〔C〕等の案文は東寺領若狭国太良庄（遠敷郡にあった庄園）に関する文書の一部として東寺に保存されてきたものである。それは、幕府の命令が、末端の庄園における地頭御家人あるいは預所に伝えられた関係によるか（相田二郎はこの解釈に基づいて、幕府の祈禱令が全国的地元まで行届いたと推定する（前掲書一〇二頁）、それとも庄内における東寺の末寺が文書の実際取給者であったことによるであろう。いずれにせよ、文書〔C〕は、宛所の地頭御家人預所らが幕府による公的祈禱体制下に組みこまれたことを示している。ただ、このことが他の国々の場合についてもいえるかどうかは、現存史料上、保留して置くしかない。
- ⑮ 『鎌倉遺文』第二十卷一五二四号。
- ⑯ 『伏敵編』巻五、二八頁。
- ⑰ 『鎌倉遺文』第二十三卷一八〇七五号。
- ⑱ 幕府は、弘安七年二月二十八日、豊前国宇佐宮に日向国村角別符の地頭職を、大隅国正八幡宮に豊前国上毛郡勤原村の地頭職を寄進し、
- その中に「今可襲来之由、有其聞之間、¹³為¹⁴聖朝安穩異國降伏¹⁵と書いている（関東寄進状案『鎌倉遺文』第二十卷一五〇八〇号）、関東御教書案（同、一五〇八一号）、関東寄進状案（同、一五〇八二号）、関東御教書案（同、一五〇八三号）。
- ⑲ 『北条九代記』下 正応五年条。
- ⑳ 正応四年二月三日関東御教書案『鎌倉遺文』第二十三卷一七五三三号。相田、前掲書、一〇七～一〇八頁参照。
- ㉑ 正伝寺の東殿慈安が石清水八幡宮に祈願した開白文の中に、「八幡大士、一切神祇、（中略）擁護¹⁶、聖朝安穩、率土安寧」とある（文永八年九月十五日東殿慈安願文『鎌倉遺文』第十四卷一〇八八〇号）。また、薩摩国天満宮園分寺所司神官等の申状の中に、「弥振¹⁷神威、吾朝鎮護¹⁸之不¹⁹、異国自掃²⁰、皇北²¹、三韓貢賦跡無²²絶」とある（同註⑦）。
- ㉒ 黒田『日本中世の國家と宗教』二七四頁。
- ㉓ 石母田正「解説」『中世政治社会思想』上 五六六頁。
- ㉔ 関東御教書案『鎌倉遺文』第二十卷一五一九四号。
- ㉕ 新式目事書（同、一五一九九号）。
- ㉖ 相田、前掲書、九七～一二五頁参照。
- ㉗ 相田、前掲書、一二四頁。
- ㉘ 建治元年十二月三日官宣旨写（『薩藩旧記』所収園分寺文書（四三九））。
- ㉙ 村井「蒙古襲来と鎮西探題の成立」三〇頁。
- ㉚ 同註⑦。
- ㉛ 同右。
- ㉜ 『壬生家文書』八、二二二。
- ㉝ 黒田、前掲書、四五二～四六一頁参照。
- ㉞ 『吾妻鏡』寿永元年（一一八二）二月八日条。
- ㉟ 文永十年五月二十日大隅国正八幡宮官使関東奉行所使国衛使等陳状

案『壬生家文書』八、二二六四。

⑭ 文永二年十二月二日関東御教書案(『壬生家文書』九、二二九五)。

⑮ 正応元年島津庄官等申状(『薩藩日記』所収志布志士鹿屋権兵衛兼治藏書(五四二))。

⑯ 弘安三年十二月十一日亀山上皇院宣(『鎌倉遺文』第十九卷一四二一〇号)。

⑰ 『中世法制史料集』「追加法」五八二。

⑱ 永原慶二『日本中世の社会と国家』(日本放送出版協会、一九八二)二二四頁。

⑲ 石井進『日本中世国家史の研究』二〇一～二六頁。一方、伊藤邦彦は、幕府の修理造管への関与の在り方が強制執行機関として介入したものと考えている(同「鎌倉幕府の性格に関する一、二の問題——一宮修造と一國平均役権徴の形態をめぐって——」(『東京都立工業高等専門学校研究報告』一〇、一九七五)一五七～一六二頁)。

⑳ この点は、『御成敗式目』第一条「可下修理神社専祭祀と事」・第

おわりに

国家存亡の対外的危機に際し、全武士階級を結集するという課題を負った得宗権力にとって、幕府の首長⇨将軍、そしてその権威と正統性の源泉たる天皇は、得宗権力が積極的に依拠すべき権威であり、体制でもあった。天皇と将軍、将軍と御家人という体制の根幹には手をつけず、みずからそれに依拠することによってのみ、得宗は対蒙古政策の主導者たりえた。こういう体制上の限界を克服しえない限り、得宗の専制権力は、その存在意義を政治の正当性に置かなければならなかった。だが、得宗権力は果して真に政治の正当性を獲得しえたであろうか。その答は、鎌倉幕府の滅亡である。

蒙古襲来の危機下において、諸国を守護する権門として政策を主導していく幕府の、国政上の権限が強化・拡大し、そ

二条「可下修理造寺塔・勤行仏寺等事」の二カ条(『中世法制史料集』第一卷第一部)に表現されていると思ふ。即ち、「於関東御分国々并庄園者、地頭神主等各存其趣、可致精誠也、兼又至有封社者、任代々符小破之時、且加修理、若及大破言上子細、随于其左右可有其沙汰矣」、「寺社雖異崇敬是同、仍修造之功恒例之勤、宜准先条、莫招後勘」という二カ条がそれである。これから、幕府は「関東御分国々并庄園」という限定された地域において(実際にはその他の若干の地域をふくめて)、神社仏寺の修造・祭祀に関する命令権(⇨公権力の象徴的権能)を保持・行使していることが分る。本来、関東の在地領主を武力基盤としてその上に君臨する幕府は、彼らを支配・統制するうえで何らかの公的権威を必要とした。こうみれば、式目第一・二条は、該当地域の御家人以下の武士⇨在地領主の私的権力に対して、公権力としての幕府の支配の権威を法的に明示したものと解されるのである。

㉑ 石井、前掲書、二二四頁。

れは当然朝廷の管轄範囲への干与・支配を意味した。また、幕府の得宗権力は、蒙古防禦を目的と機会として、一層専制化を強めていった。これには、御家人支配の正統性に欠けた得宗の政治的不安感も作用したとみられる。一方、幕府は、国家的危機を顧みない武士―在地領主に対する強力な統制の姿勢をあらわした。蒙古への対応過程に示されている、こうした幕府の性格は、後日の幕府の滅亡を予告するものにほかならない。

在地の紛争・矛盾は勿論、恩賞問題さえも根本的に解決できないまま、軍役負担を強制し、武士の意識と行為を規制しようとする幕府の姿勢は、領主制拡大を目指す武士層の不满と反撥をよびおこし、それには圧制をもって抑圧するしかない。弘安年間にみられる御家人・非御家人の悪党化とそれに対する規制は、表面化した一・二例にすぎないであろう。また、「異国征伐」の大義名分下で守護職を失った、旧外様守護層の抵抗もきびしくなる。さらに、その支配圏（権）を侵害された、本所領家側の不満が高まるのは必至である。鎌倉後期に顕著な北条一門による守護職・所領の膨大な集積は、得宗権力の無限な専制化の傾向とともに、広範囲の不满諸勢力に対する自己防禦のあらわれとすべきであろう。

このような状況の中で、得宗権力への対抗・反対勢力は、その政治の正当性を問い、ついに「正統なる者の政治」、即ち体制上の最高者たる天皇あるいは「將軍」による政治―その地位の実質化に勢力の結集点を求めるだろうし、社会的・政治的成長を遂げていく在地勢力がこれに呼応するのは自然の成りゆきであろう。得宗政権ともいべき鎌倉幕府の滅亡の政治的産物が、後醍醐天皇の建武政権と足利將軍の室町幕府の出現であったのは、蒙古襲来以降の政治史が正統性に欠ける得宗権力の専制化一辺倒であった事実と無縁ではない。というのは、得宗権力への反対勢力は、鎌倉幕府打倒の旗標を「正統なる者が名実ともに政治を行うべき」に置くだろうし、建武政権と室町幕府が天皇あるいは將軍による公武の一元の支配への強い指向性をもつのは、そうした政治思想的背景に一因があるとみられるのである。

① 『中世法制史料集』「追加法」五三二・五三三。

② 佐藤「鎌倉幕府政治の専制化について」一一九頁。

③ 佐藤『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』、石井進「九州諸国における北

条氏所領の研究」（竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』

〈吉川弘文館、一九六九〉参照。

（京都大学大学院生

A Study of the Gai-piao System in the Ming Dynasty

by

TANII Toshihito

This article deals with the *gai-piao* 改票 system, the Grand Secretaries' remaking of recommendations into reports to the Emperor. This *gai-piao* system has been mentioned briefly before, but has not been studied carefully. I intend to clarify the *gai-piao* system by referring to new material—the *Ming Di-chao Can-ben* 明邸鈔殘本 or *Remaining Scripts of the Gazette in the Ming Era*. It was brought from China by NAITO Konan 内藤湖南 in 1910, and now is owned by the Faculty of Literature, Kyoto University. Though Naito regarded it as a Gazette, it is apparent that, in fact, it is a collection of *pi-an* 批案, drafts of the recommendations of QIAN Shi-sheng 錢士升, who was Grand Secretary from 1633 to 1636. This material tells us the manner in which Grand Secretaries distributed reports, and made and then remade recommendations, and how many were drawn up in a day. It leads us to the conclusion that the system of remaking recommendations was easily influenced by the political relations between the Emperor and the Grand Secretary.

The Mongol Invasion and the Kamakura Bakufu: The Character of Countermeasure

by

NAM Ki Hak

The purpose of this paper is to examine the historical character of the Kamakura Bakufu's policy toward Mongolia, with focus on the political and social background of the policy. First, I compare the different ways the Imperial Court and the Bakufu dealt with the message from the Mongol Empire. The conclusion is that the Bakufu's strong policy to stick

to formality—which is to say that because the foreign message is impolite, the Bakufu feels no need to reply —was to restrain the measures of replying taken by the Court and to secure the initiative of the Bakufu in diplomatic matters.

Second, I analyze the “February Strife” 二月騒動 that exposed the contradictions within the Bakufu just before the Mongol invasion. After the strife, the power of the Tokusō established the leadership of policy, but the Tokusō’s consciousness of political unrest was not resolved.

Third, behind the counterattack plan toward Korean Peninsular 異国征伐 there lay the instability of the defense system caused by the economic burdens and complaints of the Gokenin in Kyūsū. The plan attempted not only resistance of the foreign invasion, but also the reinforcement and reorganization of the defense system as well as the extension of the power base of the Tokusō.

Last, in order to restrain both the thought and behavior of warriors who had not considered the national crisis, and to unite and control them under the authority of the Shogun, the Bakufu gave orders that the temples and shrines in various provinces pray for the surrender of the foreign enemies, and conducted the restoration of the Ichinomiya and Kokubunji in various provinces.

The Conclusion of the Confederation of Warsaw: The Legal Foundation of the Religious Toleration in the Sixteenth-Century Poland

by

KOYAMA Satoshi

From the sixteenth to the mid-seventeenth century, Poland became an “Assylum of Heretics” in Europe. Various religious sects, including the radical reformers who were not admitted to live in Western Europe, coexisted peacefully. Why was it possible in this country? To answer this question, the author focuses on the Confederation of Warsaw, which was concluded to guarantee the religious peace in the first interregnum after the extinction of the Jagiellonian dynasty. Through the examination